

西濃圏域地域生活支援拠点 登録事業所 募集要項

1 地域生活拠点について

地域生活支援拠点とは、主として次の5つの機能を身近な地域において提供し、障がい児者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことができるよう支援するための拠点です。

① 相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

② 緊急時の受入、対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

③ 体験の機会、場の提供

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

④ 専門的人材の確保、育成

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

⑤ 地域の体制づくり

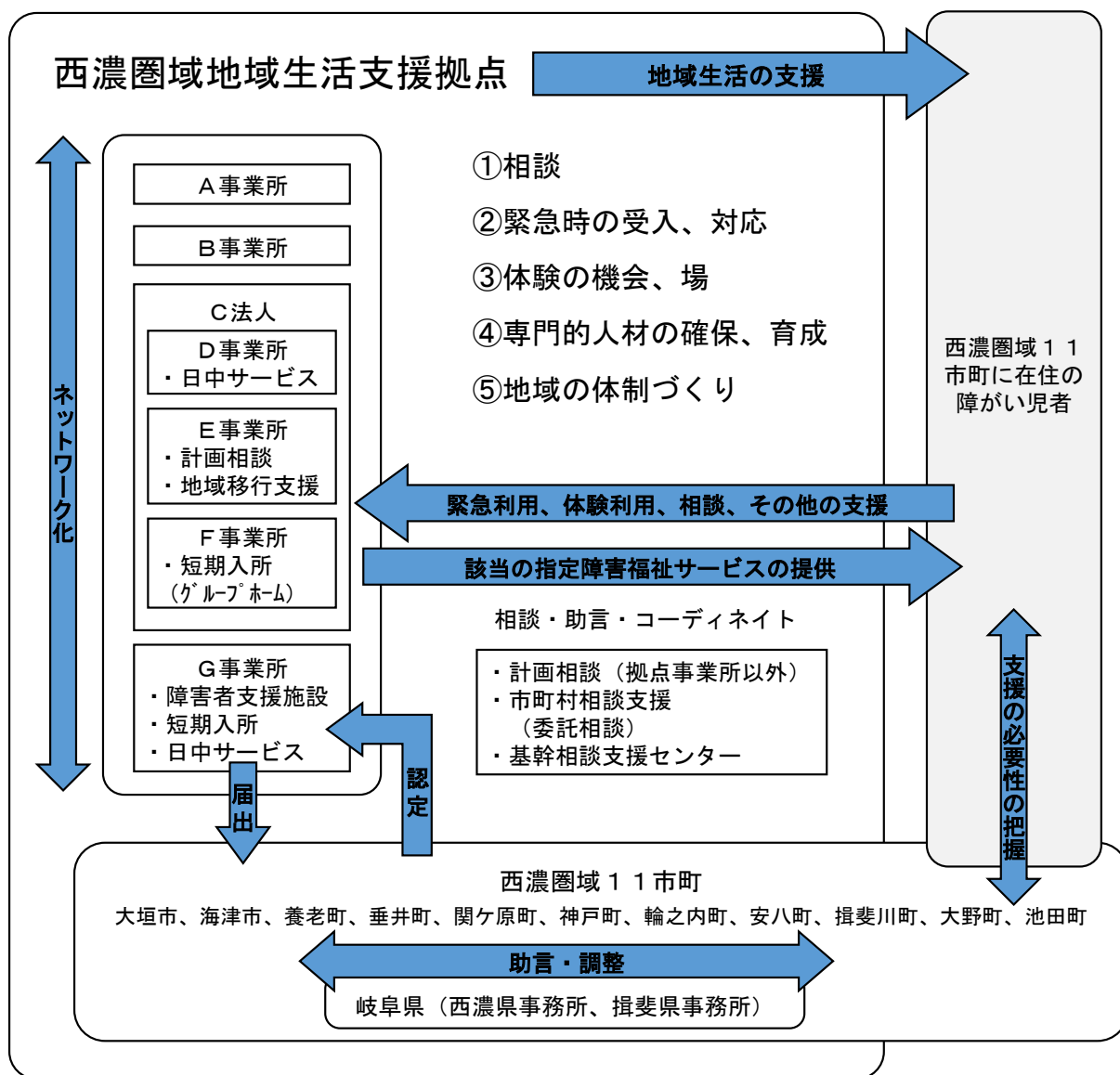
地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

2 西濃圏域の地域生活支援拠点について

西濃圏域の地域生活支援拠点は「西濃圏域11市町、指定障害福祉サービス事業所（拠点事業所）、市町村相談支援（委託相談）、各市町基幹相談支援センター、その他関係機関が連携して機能を担う面的整備型」として整備することとし、令和3年4月の拠点登録事業所の募集開始を皮切りに取り組みを開始しました。整備主体は西濃圏域11市町です。

整備のポイントは以下のとおりです。

- ・拠点事業所の届出、11市町共同による認定、拠点事業所のネットワーク化。
- ・行政（市町・県）、指定障害福祉サービス事業所、各種相談窓口が連携協力して5つの機能を確保し、西濃圏域に在住する障がい児者を支援。
- ・市町が中心となって地域に在住する障がい児者に対する支援の必要性を把握し、必要に応じて各種相談窓口や拠点事業所と共有。
- ・緊急時の受け入れや体験利用等の支援を必要とする地域の障がい児者に対して、拠点事業所が該当の指定障害福祉サービスを提供。



3 地域生活支援拠点としてのサービス提供を担う事業所の募集対象

- ・今回募集対象を大幅に見直し、より多くの事業者の皆様に対し地域生活支援拠点の機能の担い手として協力のお願いをさせていただくことといたしました。

機能	対象事業所
①相談	計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援
②緊急時の受け入れ、対応	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型
③体験の機会、場の提供	施設入所支援、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助
④専門的人材の確保、育成	全事業所
⑤地域の体制づくり	計画相談支援、障害児相談支援

- ・なお、西濃圏域11市町が拠点登録事業所に対し期待する項目については「届出チェックリスト」のとおり機能ごとに定めています。

4 拠点事業所としての登録手順

（1）事前協議の実施

- ・登録を希望される場合、まずは所在地市町障がい福祉担当課と、実際に支援を行う場合の連携方法を調整することを目的とした「事前協議」を行っていただきます。
- ・事業所等にて拠点登録の意向が固まりましたら、所在地市町障がい福祉担当課と事前協議の日程調整を行ってください。事前協議から登録までに1か月程度かかりますので、早めにご連絡ください。
- ・事前協議の際には、様式1「西濃圏域地域生活支援拠点 拠点事業所届出書」を事業所ごと・サービス種別ごとに作成し、提出してください。届出書には、届出チェックシートと地域生活支援拠点であることを定めた運営規程の案を添付してください。
- ・事業所の所在地市町と事前協議を実施した上で届出書を提出いただければ、西濃圏域11市町全ての拠点として登録されることとなります。
- ・届出書について提出期限はありません。随時受付いたします。

（2）認定書の交付

- ・市町は事前協議結果を踏まえ、拠点事業所届出書等の内容に不備等がないと判断する場合には、西濃圏域地域生活支援拠点の拠点事業所として認定することとし、「西濃圏域地域生活支援拠点 拠点事業所認定書」を交付します。

（3）登録事業所の公開

- ・西濃圏域11市町及び岐阜県西濃県事務所の公式ホームページにて登録事業所の一覧を公表することにより、西濃圏域内の県民に周知します。

5 サービス提供

(1) 拠点事業所としての位置づけ

- ・認定書の交付を受けた事業所は、地域生活支援拠点であることを運営規程に明記します。

例 (地域生活支援拠点等の機能)

第〇〇条 事業所は、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第二の三」に規定する地域生活支援拠点として以下の機能を担う。

- 1 緊急時の受入、対応
- 2 体験の機会、場

- ・運営規程変更後10日以内に、指定権者（岐阜県または所在地市町）に対し変更届を提出してください。
- ・また、障害福祉サービスに係る報酬の加算を算定する場合は、介護給付費等算定に係る体制等に関する届出を算定する月の前月15日までに指定権者（岐阜県または所在地市町）に介護給付費等算定に係る体制等に関する届出を提出してください。

(2) 拠点事業所としてのサービス提供

- ・拠点の登録によって、利用の契約、サービスの提供、報酬請求といった通常の指定障害福祉サービスの流れが大きく変わるものではありません。
- ・認定を受けた拠点事業所に緊急利用や体験利用の申し込みがあった場合は、それらに対応する指定障害福祉サービス（短期入所、居宅介護、各種日中支援等）を提供します。
- ・障害福祉サービスの報酬基準において加算（地域生活支援拠点であることが要件ではないが、市町による確認や所定の記録作成等が必要であるものを含む）が設けられている場合は、これを算定することができます。
- ・指定障害福祉サービスに関する各種規定に加えて、西濃圏域地域生活支援事業の実施主体である西濃圏域11市町が定める「西濃圏域地域生活支援拠点による緊急時の受け入れ、対応の実施手順」（別紙1）「西濃圏域地域生活支援拠点による体験の機会、場の提供の実施手順」（別紙2）を遵守いただきます。

6 その他

- ・西濃圏域内の事業所・法人様におかれましては、西濃圏域の障がい児者の地域生活を支援する体制を強化するため、積極的にご参画いただきますようお願いいたします。
- ・届出にあたりご不明の点がありましたら、所在地の市町の障害福祉担当課又は岐阜県西濃県事務所福祉課までお問い合わせください。

※なお、西濃圏域以外の市町村を事業の実施地域に含めている場合について、それら市町村における同種の取組の有無は、該当の市町村へお問い合わせください。

西濃圏域地域生活支援拠点の登録事業所におけるサービス提供の主な流れ

登録を希望する事業所 → 所在地市町

1 事前協議及び拠点事業所届出書等の提出

所在地市町

2 拠点事業所届出書等提出書類の審査

所在地市町 → 希望事業所＝拠点事業所

3 拠点事業所認定書の交付等

所在地市町 → 他の市町、他の拠点事業所、相談機関等

4 拠点事業所名簿の共有

拠点事業所

5 運営規程の改正

- ・地域生活支援拠点であることを運営規程に明記する。
- ・運営規程の変更の日から 10 日以内に指定権者（岐阜県または所在地市町）に変更届を提出する。

6 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出（障害福祉サービスに係る報酬の加算を算定する場合）

- ・加算を算定する月の前月 15 日までに指定権者（岐阜県または所在地市町）に介護給付費等算定に係る体制等に関する届出を行う。

拠点事業所

7 緊急時の受け入れ、対応

8 体験の機会、場の提供

- ・西濃圏域 11 市町が統一して定める実施手順に基づき、地域の障がい児者からの緊急短期入所や体験利用の申し込みに応じて該当の障害福祉サービスを提供し、記録を作成する。

拠点事業所

9 届出事項の変更、拠点事業所としての事業の廃止等

- ・拠点事業所としての届出事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出る。
- ・拠点事業所として指定障害福祉サービスを提供することを廃止又は休止する場合は、1 か月前まで（再開は 10 日以内）に届け出る。